

弁護士職員報酬規則

(平成二年二月十六日規則第五十号)

(目的)

第一条 日本弁護士連合会は、事務総長、事務次長その他
弁護士たる職員(以下「弁護士職員」という。)の報酬
については、この規則の定めるところによる。

(報酬の種類)

第二条 弁護士職員の受ける報酬は、給与、賞与、退職慰
労金とする。

(報酬の額)

第三条 弁護士職員の報酬の額は、会長の発議に基づき、
経理委員会において決定する。

2 経理委員会は、必要に応じて、弁護士職員について、
住宅手当等の手当を支給することができる。

附 則

この規則は、平成二年四月一日から施行する。